〇 : 第	000	0 :	00	\circ	
二十八号)(抄)(附則第十九条関係)) (十二5月)) 1977 1977 1977 1977 1978 197	帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)(抄)(附則第十五条関係)年法律第六十七号)(抄)(附則第十四条関係)	保護法(昭和二十五年法保護法(昭和二十五年法	律案

_
旁
線
部
分
は
坆
Ē
部
分)

目次 第一章~第六章 (略) 第一章~第六章 (略) 第九章 医療機関、介護機関及び助産機関(第四十九条—第五十第九章 医療機関、介護機関及び助産機関(第四十九条—第五十第十章 (略) 第九章 被保護者の権利及び義務(第五十六条—第六十三条) 第十章~第十二章 (略) (介護扶助) (介護扶助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (介護大助) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所	改正案	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	現	

実施 機 (関)

第 十九条 略

- 2
- 3 失助(施設介護(第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護の施設に入所を委託し、者しくに乗して無しまった。 条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)。以下同じ。)に限る。)を介護老人福祉施設(介護保険法第八 \mathcal{O} \mathcal{O} 居住地又は現在地によつて定めるものとする。 者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前 委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、 施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、 第三十条第一 項ただし書の規定により被保護者を救 (介護保険法第八 若しくはこれら 護施 設、 そ 更

4 6 (略)

- 7 所長」という。)が行う保護事務の執行を適切ならしめるため 次に掲げる事項を行うものとする。 町村長は、 保護の実施 機関又は福祉事務所の長(以下「 「福祉事
- 発見した場合において、速やかに、 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変 保護の実施機関又は福祉生計その他の状況の変動
- 受け取つた場合において、 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請、務所長にその旨を通報すること。 これを保護の実施機関に送付するこ

略

請による保護の開始及び変更)

第二 が ころにより、 できない 出し ·四条 要保護者の氏名及び住所又は居所 なければならない。ただし、 保護の 特別の事情があるときは、この 次に掲げる事項を記載した申請書を保護の 開 始を申請する者は、 当該申請 厚生労働省令で定めると 限り ではない。 書を作成すること 実施機関

第十九条 (実施 機 関

略

(略)

3

の者に対して保護を行うべき者は、 に委託して行う場合においては、 条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) 合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護 の居住地又は現在地によつて定めるものとする。 扶助(施設介護に限る。)を介護老人福祉施設 の施設に入所を委託し、 生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれ 第三十条第一 項ただし書の規定により被保護者を救護施 若しくは私人の家庭に養護を委託した場 当該入所又は委託の継続中、そ その者に係る入所又は委託 (介護保険法第八 前 5

4 6 (略)

- 7 務所長」という。)が行う保護事務の執行を適切ならしめるため 左に掲げる事項を行うものとする。 町村長は、 保護の実施機関又は福祉事務所の長 (以 下 福 祉
- 祉 を発見した場合において、すみやかに、 事務所長にその旨を通報すること。 要保護者を発見し、 又は被保護者の生計その他の状況の変 保護の実施機関又は福 動
- 受け取つた場合において、 第二十四条第六項の規定により保護の開始又は変更の申 これを保護の実施機関に送付するこ 請

三•四 略

(申請 に よる保護の開 始 及び変更

第 一十四条 (新設

申請者が要保護者と異なるときは 申 請 者 0) 氏 名及び 住所又

保護を受けようとする理由は居所並びに要保護者との関係

助の状況を含む。活動の状況、扶養 要保護者の資産及び収入の状況 扶養義務者の扶養の 以下同じ。 状況 (生業若しくは 及び 他 の法 は就労又は求職

五. るために必要な事項として厚生労働省令で定める事 その他要保護者の保護の要否、 種類、 程度及び 方法を 項 決 定す

2 を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することが法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方 きない 特別の事情があるときは、 この限りではない。

略)

5 | 4 | 3 | 前項の書面には、 決定の理由 を付さなければならない。

ならない。ただし、 ま 時を要する場合その他特別な理由がある場合には、 で延ばすことができる。 第三項の通知は、 挟養義務者の資産及び収入の状況の調査に日申請のあつた日から十四日以内にしなければ 申請のあつた日から十四日以内にしなけれ これを三十月

6 んる期 理 護の 由を明示しなければならない。 間内に第三項の通知をしなかつたときは、 実施機関は、 前項ただし 書の規定により 同 同 項の 項 本文に規定 書面にそ

7 が できる。 申請者は、 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは 保護の実施機関が申請を却下したものとみなすこと

8 養義務を履行していないと認められる場合におい 令で定める事項を通知しなければならない。 決定をしようとするときは、 護の 知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場 あらかじめ、 実施機関 当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働 は、 知れたる扶養義務者が民法の規定による扶 厚生労働省令で定めるところによ ただし、 て 保護の開始 あらかじ

(新設

2

3

る。 ない。 特別な理由がある場合には、 ならない。但し、 第一項の通知は、前項の書面には、 この場合には、 扶養義務者の資産状況の調査に日時を要する等、申請のあつた日から十四日以内にしなければ 申請のあつた日から十四日以内にしなけれ、決定の理由を附さなければならない。 同項の書 これを三十日まで延ばすことができ 面 にその 理 一由を明示しなければなら

新設

4

ができる。 申請者は、保護の実施機関が申請を却に保護の申請をしてから三十日以内に第 請を却下したものとみなすこと 項の通知がないときは

(新設)

合は、この限りでない。

護の変更の申請について準用する。 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 (略)

ならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。の決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければの変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてそ2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護

3 (略

(保護の停止及び廃止)

るときも、同様とする。
五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をすつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第つたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をも第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくな

報告、調査及び検診)

するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは十七条若しくは第七十八条(第三項を除く。次項及び次条第一項第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七

- あつた場合に準用する。 5 前四項の規定は、第七条に規定する者から保護の変更の申請が
- を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他保護きる。町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申6 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもで

(職権による保護の開始及び変更)

第二十五条 (略)

ばならない。前条第二項の規定は、この場合に準用する。その決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなけれの変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつて2、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護

3 (政

(保護の停止及び廃

止

するときも、同様とする。 第四項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条のたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面を第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくな

(調査及び検診)

、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受け立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対してするために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所にあるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要が

検診を受けるべき旨を命ずることができる。者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居

関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省報告を求めることができる。

2

し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若ら、保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず

資料の提供等)

第二十九条 類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、 定める事項につき、 に必要があると認めるときは、 和二 は実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の 掲げる者の雇主その他の関係人に、 次項において 四年法律第百四十 保護の実施機関及び福祉事務所長は、 官公署、 「共済組合等」という。 号) 日 本年 次の各号に掲げる者の当該各号に 」という。) に対し、必要な書第三条第二項に規定する共済組 -金機構若しくは 報告を求めることがで 保護の 信託会社、 国民年金法 施行のため

るべき旨を命ずることができる。

(新設)

係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令

4 3 (略)

とができる。

東の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をするこ更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をするこを受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは家担、、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を

(調査の嘱託及び報告の請求)

資産及び あっ 他 護 の |保護者又は被保護者であ 保護を受けていた期間における事項に限る。 保護の実施機関における保護の決定及び実施 た者にあつては、 決定及び実施 収入の状況 0 状 健 い況その 康状 氏名及び住 態 2 た者 他 他の 政令で定める事 所又は居 保護の 氏 名及び 族 実施 住 健 項 機 所 康 関における 又 0) (被保護者 状況を除 状 ĺ 態並び 居 所

2 合等は、 又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつ 別表第 は資料の提供を行うものとする。 かに、 それぞれ同表の下欄に掲げる情報に 0) 「該情報を記 H 欄 に掲 げる官 載し、 公署の 若しくは 長 日 記 録した書類を閲覧させ 本 年 \sim き 金 機 保護の 構 たときは、 又 は 実 共 施機 済 組

第三十一条 (略)

2 • 4 老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設の管理者に対して交定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護きその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないと)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場 により同条第一項の指定を受けたものとこ二第一項の規定により指定を受けたもの 護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第二十七項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。 る介護老人保健施設をいう。 することができる。 域密着型介護老人福 「項の指定を受けたものとみなされたものを含む。」「項の指定を受けたもの(同条第二項本文の規定と施設をいう。以下同じ。)であつて第五十四条の 祉 施 設 (介護保険法第八条第二十一 以下同じ。)、 規定す 項 介に

(新設)

4 2 · 地 3

二第 当該介護老人保健施設の管理者に対して交付することができる。 受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品 り同条第 護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第二十七項に規規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。) 達するために必要があるときは、 規定する者に交付することが適当でないときその他 る介護老人保健施設をいう。 福 密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は 祉 一項の規定により指定を受けたもの 域密着型介護老人福祉 施 記設及び. 項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老 介護老人福 祉施 施 以下同じ。) 設 設を含む。)において施設介護を 同項の規定にかかわらず、 介護保険法第八条第二十一 、同条第二十七項に規定 であつて第五十四 同条第二 |項の規定によ 保護の目的 を前項に | 条 の 項 該 を す

5

略

医 療扶助の方法)

3 2 略 第三十

-四条

(略)

薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとす ると認めたものについては、 に掲げる医薬品と有効成分、分量、 売の承認を受けた医薬品のうち、 律第百四十五号)第十四条又は第十九条の二の規定による製造 :医師が医学的知見に基づき後発医薬品(薬事法(昭和三十五年)前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯 をいう。以下こり頁こう、こうで、世を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定める性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定める。 を い う。 以下この項において同じ。 被保護者に対し、 同法第十四条の四第一項各号 を使用 可能な限り後発医 することができ

4 託してその給付を行うことを妨げない。いては、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委 七号)又は柔道整復師法 よりあん摩マツサージ指 (以下「施術者」という。) が行うことのできる範囲の施術につよりあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師 はり師、 一項に 5柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の規定にきゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十 .規定する医療の給付のうち、 あ ん摩マ ・ツサー -ジ指圧 師

5 い医療機関に被保護者は、 者について施術の給付を受けることができる。 医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術 保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けな急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、

6

-四条の二 (略기護扶助の方法)

2 項に規定する現物給付のうち、 居宅介護(第十五条の二

> 5 略

第三十四条 医療扶助 \mathcal{O} 方法

2 (略)

(新設)

規定により準用される第四十九条の規定により指定を受けた施術う。)が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条の 号)又は柔道整復師法 者に委託してその給付を行うことを妨げない。 りあん摩マツサージ指圧師又は柔道整復師(以下「施術 はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七 前 項に規定する医療の給付のうち、 (昭和四十五年法律第十九号)の規定によ あん摩マツサージ指 著」とい 圧

4 とができる。 受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けるこ 定にかかわらず、 急迫した事情がある場合においては、 指定を受けない医療機関について医療の給付を 被保護者は、 前 三項の規

5

三十四条の二 介護扶助の方法

第

第二

2 前項に規定する現物給付のうち、 居宅介護、 福祉用具の給付、

行う者(第五十四条の二第一項及び別表第二に 行う者及びその事業として介護予防支援計画(第十五条の二第六老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を 具販売事業者」という。)、地域密着型介護老人福祉施設、 う者(第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用して介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行 として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画 項に規定する居宅介護をいう。 防福祉用具販売事業者」という。)をいう。以下同じ。 法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具販売を 別表第二において同じ。 同じ。 設介護、 規定する介護予防支援計画をいう。 たものを含む。 項及び別表第二において同じ。 |項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみな第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同 一項に 及び介護予防福祉用具の給付は、 介護予防 規定する居宅介護支援計画をいう。)にこれを委託して行うものとする。 (同条第五項に規定する介)を作成する者並びにその事業として 以 下同じ。 を作成する者、 第五十四条の二第 介護機関 護予防 おいて「特定介護 福 第五 用 十四四 その事業と 具 (その事業 0 もの(同 うり 一条の二 項及 給 介護 付

条第五 項及び第六項の規定は、 介護扶助について準用する。

産扶助の方法

3

第三 一十五条 (略)

2 のとする。 -五条第 項ただし書に規定する現物給付のうち、 項の規定により指定を受けた助産師 助 に委託して行うも 産 の給付は、 第 五

3 兀 条第五 項及び第六項の規定は、 出 産 扶助 に 0 7 準

甪

て、 これを委託して行うものとする。 防福祉用具販売事業者」という。)をいう。以下同じ。)であ 用具販売を行う者(第五十四条の二第一項において「特定介護予 業として介護予防を行う者及び地域包括支援センター並びにその老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事 に規定する特定福祉用具販売を行う者(第五十四条の二第一項 その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護 事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉 おいて「特定福祉用具販売事業者」という。)、地域密着型介護 援計画を作成する者、 域密着型介護老人福祉施設及び 項の規定により同条第一 第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条 介 介護予防及び介護予防 その事業として介護保険法第八条第十三 項の指定を受けたものとみなされた 介護老人福祉施設を含む。) 福 [祉用具の給付は、 関 に項

この 急迫し 前 場 条 合に 第 た事 匹 お 項 情その 及 1 Ü 第五項の規定 同条第 他 やむを得 兀 項 中は、 な V. 急迫 事 介護扶助につ 情_ た事 と読み替えるもの 情 て準用 とあ るの ずる。 とす は、

3

出産扶助 の方法

二十五条

2 条の規定により準用される第四十 産師に委託して行うものとする。 項但書に規定する現物給 付 のうち、 九条 0 規定により指定を受け 助産の給付 は、 第五 十 た 五.

3 する。 应 条第四 項 及び第五項の規定は、 出産扶助につい て準 用

(保護の方法の特例)

令で定める者に支払うことができる。この場合において、 五条第三 護金品の交付があつたものとみなす。 があつたときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該 めるものの額に相当する金銭について、 ·をいう。) その他の被保護者が支払うべき費用であつて政令で、介護保険料(介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険 護金品、 |項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品のう||項の規定により被保護者に対して交付する保護金品又は前条 規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する あるときは、 項、 項において準用する場合を含む。)若しくは第三十六条 第三十四条第六項 第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、 保護の実施 第三十一条第三項 関 (第三十四条の二第三項及び第三十 は、 (本文若しくは) 保護 0 被保護者に代わり、 目 的 を は第三十三条第四を達するために必 当該支

告の徴収及び立入検査)

は当該 兀 算 び会計書類 は 7 務若しく 電磁的記録 兀 吸職員に、 求めさせ、 条 は 会計の状況その他 て準用する。 都道府県知事は、 診療録その他の帳簿書類(その作成又は保存に代え (電子的方式、 その施設に立ち入り、 一項及び 若しくはこれ 第四 |必要と認める事項の報告||保護施設の管理者に対し 項 磁気的方式その他人の知覚によつて の規定は、 を検査させることができる。 その管理者からその 前 項の規定による立 告を命じ、 て、 設備及 その 入 又業

2

護の方法の特例)

ち、 第二項の規定により葬祭を行う者に対して交付する保護金品 第三項の規定により被保護者に対して交付する保護金品 項の規定により世帯主若しくはこれに準ずる者に対して交付する 保護金品の交付があつたものとみなす。 払があつたときは、 令で定める者に支払うことができる。 定めるものの額に相当する金銭につい 料をいう。)その他の被保護者が支払うべき費用であつて政 五条第三 保護金品、 介護保険料 項において準用する場合を含む。)若しくは第三十六条 第三十四条第五項(第三十四条の二第三項及び第三十 第三十一条第三項ただし書若しくは第五項、 保護の (介護保険法第百二十九条第一項に規定する保険 第三十一条第三 これらの規定により交付すべき者に対し当 実施 機関 は、 項本文若しくは第三十三条第 保 この場合において、 て、 護の 被保護者に代わ 目的を達するため 一又は前り 当該 ŋ 令で のう 支 政 条

告の徴収及び立入検査)

報

加十四 計書類 磁的記! による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存が 識することができない方式で作られる記録であつて、 該職員に、 務又は会計の 検査させることができる。 ている場合における当該電磁的記録を含む。 条 て同じ。)の閲覧及び 診療録その他の帳簿書類 (電子的方式、 その施設に立ち入り、 都道 状況その他必要と認める事項の報告を命じ、 府県知事は、 磁気的方式その他人の知覚によつては認 保護 説明を求めさせ、 その管理者からその設 施 (その作成又は保存に代えて電 設の管理者に対 若しくはこれ 第五十四条第 して、 電子計: 及び会 又は当 その 算機

検査について準用する。 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入

第 兀 機局 局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又(医療機関の指定) 関を指定する。

定の 申請及び基準)

第 匹 $\overline{+}$ 定めるところにより、 九条の二 厚生労働大臣による前条の指定 病院若しくは診療所又は は、 薬局 厚生 の開設者 開設者の工労働省令

2 請により行う。 厚生労働大臣は 前項の・ 申請があつた場合に お 1 7 次の 各号

(大正十 当該申請に係る病院若しくは診療所又は .険医療機関又は保険薬局でないとき。 年法律第七十号) 第六十三条第三項 薬局 第 が 号に規定す 健康保険法

ずれかに該当するときは、

前条の指定をしては

ならない

執行を受けることがなくなるまでの者 申 一請者が、 禁錮以上の刑に処せられ、 その執 であるとき。 行を終 わ り 又

者で する法 申請者が、 あるとき。 O執行を終 (律で政令で定めるもの この法律その他国 わり、 又は執行を受けることがなくなるまでのるものの規定により罰金の刑に処せられたの他国民の保健医療若しくは福祉に関

兀

又は 年を経過しないものを含む。 た責任の程度を考慮して、 その 申 \mathcal{O} 逐薬局の -請者が 消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が 処 取消 十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所 分に係る行政手続法第十五条の規定による通 管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五 しの日から起算して五年を経過しない 第五十 条第二項 この号本文に該当しないこととする であるとき。 の規定により指定を取り 者 取り消され 知があつた 当該指定 有してい

医療機関の指定

第四十九条 設者又は本人の同意を得て、 の他の病院、診療所(これらは薬局についてその主務大臣 療を担当させる機関を指定する。 のを含む。) 厚生労働大臣は、 若しくは薬局又 診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるも この法律による医療扶助のための医又は医師若しくは歯科医師について開 \mathcal{O} 国の開設した病院若しくは診 同意を得て、 都道府県知事は、そ 療所

(新設

- るものに該当する場合を除く。ことが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定め
- Ŧī. から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日 をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞 ころにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日 決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めると 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの 該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。 当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。 当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間 分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第二 に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者 申請者が、 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日 第五十一条第二項の規定による指定の 取 が消しの で、
- 七 管理 退に ないものであるとき。 定の 第五号に規定する期間 者であ 十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の 辞退の申出があ いて相当の理由がある者を除く。 つた者で、 つた場合にお 当該申出の日から起算して五年を経過し 内に第五十 いて 条第一 申請 が 項 者 同号の通知の日 0) 規 定による指

退の

申出をした者

者を除く。

当該申出の日から起算して五年を経過しない

(当該指定の辞退について相当の

理由がある

であるとき。

- | 号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。 |九|| 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二
- 当するときは、前条の指定をしないことができる。請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申

- のであるとき。 あるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたも一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれが
- 著しく不適当と認められるものであるとき。

 一 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として

(指定の更新)

なければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 第四十九条の三 第四十九条の指定は、六年ごとにその更新を受け

- 2 有する。 効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、 申 条において 前項の 請に対する処分がされないときは、 更新の申請があつた場合において、 「指定の有効期間」という。 従前 同 の指定は、 の満了の日までにそ 項の期間 なおその効力を 指定の有 (以下こ
- 3 るも 有効 が期間は、 Ō 項 のとする。 \mathcal{O} 場合にお 従前の指定の有効期間の満了の日 いて、 指定の更新がされたときは、 の翌日 から その 記算す 指定の
- 4 は 更新について準用する。 前条及び 政令で定める。 健康保険法第六十八条第二項 この 場合にお $\widehat{\mathcal{O}}$ V` 規定 7 は、 必要な技術的 第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 読指定

(指定医療機関の義務)

り、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。 指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところによ第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関(以下「

(新設)

(指定医療機関の義務

切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。 療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇第五十条 前条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医

2 指定医 道 府 ^凡県知事の行う 足医療機関は、 『事の行う指導に従わなければならな『機関は、被保護者の医療について、 ればならない。 厚生労働 大 臣 . 又 は

定の 辞退及び取消

第 五十一条 略

2 県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その:労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都:指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、 力を停止することができる。 取り消し、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一 部の指定の指定所 2

り

- で又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき 指定医療機関が、 第四十九条の一 第二 項 第一 号 か 6 第 号 ま
- 「するに至ったとき。 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号の ١ ず ħ かに
- 五四三 指定医療機関が 指定医療機関の診療報酬の 第五十 · 条 又 請求に関し不正 へは次条 \mathcal{O} 規 定 が に あ 違 反し 0 たとき。 たと
- れてこれに従わず、は診療録、帳簿書程 指定医 療録 療機関が、 帳簿書類その他の物件の提出若しくは 又は虚偽の 第五十四条第 報告をしたとき。 項の規定により 提示を命ぜら 報告若しく
- 意及び 定により 行 為を防止するため、 指定医療機関 よる検査を拒み、 . 対 し 定 監督を尽くしたときを除く。 医 て答弁せず、 /出頭を求められてこれに応ぜず、|療機関の開設者又は従業者が、第 0 従業者がその行為をした場合において、 妨げ 若しくは虚偽の答弁をし、 当該指定医 若しくは忌避したとき。 **公療機関** 第 五 の開設者が 同 項の 十 兀 の規定による質 経第一項の規 又は ただし、 ね当の 同 項の 規 注
- 七 たとき。 指定医 |療機関が 不正 0 手段により 第四· 十九条の 指 定を受け
- 又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき 玉 前各号に掲げる場合のほ 民 一の保健医療若しくは福祉に関する法律で政 か、 指定医療機関 が この 令で定めるも 法 は律その

2 う指 指定医療 導に従わ 機 なけ 関は、 ればならない。
、被保護者の医療につ 都道府県 知 事

Ď

(指定の 辞退及び取 消

第五十 (略)

事の指定した医療機関に 大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、 ^消すことができる。 指定医療機関が、 第五· つい 十 条 ては都道府県知事が、その指定を取いては厚生労働大臣が、都道府県知の規定に違反したときは、厚生労働

(

療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。九一前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医

の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。は一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者十一指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しく

(報告等)

第 できる。 あつた者 五. その他の物件の提出若しくは提示を命じ、 関して必要があると認めるときは、 関については、 療機関の開設者若しくは管理者、 に対して、 て質問 備若しくは診療録 等を含む。 + -四条 は 1管理者、 こさせ、 (以下この項において |開設者であつた者等] 都道府! 必要と認める事項の報告若しくは診療録 若しくは当該指定医療機関について実地に、 に対し出頭を求め、 厚生労働大臣又は都道府県知事) 医師 県 知 帳 事 簿書類その他の物件を検査させることが 薬剤師その (厚生労働大臣の 医師、 医師、薬剤師その他の従業者で、指定医療機関若しくは指定医都道府県知事)は、医療扶助に働大臣の指定に係る指定医療機 又は当該職員に、 他の従業者 指定医 (開設 療機関の 関係者に対 者であつた という。 帳簿書類 開設者 その 第

について準用する。
2 第二十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査

(介護機関の指定等)

しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者を行う者若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老の一、厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老

(報告の徴収及び立入検査)

の他の帳簿書類を検査させることができる。
同じ、当該医療機関について実地に、その設備若しくは診療録での管理者に対して、必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、指定医療機関の出り条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、診療内容及び診療

について準用する。
2 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による検

(介護機関の指定等)

として介護予防を行う者若しくは地域包括支援センター又は特定介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業介護老人福祉施設、介護老人福祉施設有益の主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型の主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型の主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型の主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型の主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の地域密着型の主義大臣の開発の二、厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老

護予防福祉用具の給付を担当させる機関を指定する。付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介ための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給護予防福祉用具販売事業者について、この法律による介護扶助の

- 2 ところにより、 施設及び介護老人福祉施設を除く。 のとみなす。 その介護機関は、 ない 護 《び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるこみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉)介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたそれぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは 機関について、 あらかじめ、 別表第二の上欄に掲げる介護 別段の申出をしたときは、 機関の この 種類に 限り
- が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。第二の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関 前項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表

- 担当させる機関を指定する。若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防同意を得て、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の介護予防福祉用具販売事業者について開設者、本人又は設置者の
- 2 その介護老人福祉施設は、 とみなし、 祉施設は、 規定する特別養護老人ホームについて、 定を受けたものとみなす。 第一 老人福祉法 項本文の指定があつたときは、その地域密着型介護老人福 その指定の時に、 同法第四十八条第一項第一号の指定があつたときは、 (昭和三十八年法律第百三十三号) その指定の 前項の規定による指定を受けたもの 時に、 介護保険法第四十二条の 前項の規定による指 第二十条の 五.
- 前項の 準用 護老人福祉施設について、 により同法第四十八条第 条の三十五第六項の規定 法第七十八条の十の規定による同法第四十二条の二第 る同法第四十二条の二第 密着型介護老人福祉施設に係る同項の指定は、 定の辞退があつ 第 同法第九 前項の規定により第一 がする同 取 その効力を失う。 の取消しがあつたとき 消しがあ 施設に係る同項の指 規定により第 項本文の指定の効力が失われたときは、 + 法第七十条の二第 たとき 条の規定による同 たとき 項の指定を受けたもの 項の指定を受けたものとみなされた地 による同 同法第九 項第一 介護保険法第七十八条の八の規定によ 又は 項本文の指定の辞退があつたとき、 定 は 又は同法第七十八条の十二におい 同 項の規定により同法第四 号の指定の 法第八 当該 法第四十 十二条第 法第四十八条第 介護老人福祉 十六条の 凣 条第 項若 効力が失わ とみなされた介護 当該地域密着型介 その効力を失 しくは第百十五 施設に 項 第 項 第 第 項本文 れたとき 項 十二条 号の 号の うい \mathcal{O} 規定 \ \ 指 老 \mathcal{O} 7 て 同 \mathcal{O}
- みなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設をけた介護機関(第二項の規定により第一項の指定を受けたものと4 第五十条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受
- 4 指定を受けた介護機関 定について 应 九 条の二 第五十条から前条までの規定は、 (第二項第 (第二項本文の規定により第一項の指定から前条までの規定は、同項の規定によ 号を除く。 \mathcal{O} 規定 は 項 \mathcal{O} 4

める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会 条第四項中「指定医療機関」とあるのは とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、 とあるのは を受けたものとみなされ 第五十二 及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、 要な技術的読替えは、 !会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とある 関」とあるのは 場合において とあるのは 国民健康保険団体連合会」と、 一条第一 「指定介護機関」と、第五十一条第一 項及び第五十三条第一 「指定介護機関」と読み替えるものとするほか 第五十条及び第五十条の二中 指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設 政令で定める。 たものを含む。 項から第三項 前条第一 しに 「指定介護機関」と、 0 項中 ľ 項中「指定医療 指 て までの 同 定 準 「指定医 条第二項、 医 用 療機 する。 規定中 <u>魚</u> 関 療機 同

助産機関及び施術機関の指定等)

第 る出 Ŧi. を担当させる機関を指定する。 産 り 五. 扶 師 条 助 \hat{O} きゆう 都道府県 ため 師 \mathcal{O} 助 若 知 しくは 事 産又はこの は 柔道 助 産 整復師 師 法律による医 又 は に あ つ N **\ 摩 療 7 7 扶 ツ 助 サ \mathcal{O} 0 1 ため 法 ジ 律によ \mathcal{O} 施

2 六号ただし 号及 とあ 対規定に 処分に係る行政手続法第十五条の規定による通 はり 匹 お るの 第五 び + 師 第九号を除 九 より 一十条、 条の二 は 書及び第十号を除 きゆう師及び柔道整復師について準 指定を受けた助 都道府県知事」 第五 第 九条の二第 項 + · 条 の 及 第 び と 産 第 項 項 師並びにあん摩 第五十 項の 第 同 及び第二 及び第 項 第四号中 号、 規 五. 条 定 項中 十四四 第四 は、 (第 甪 条の 前 号ただし 者 厚 ずる。 ツ 項 知があ 項 規定 第四 サ 生 \mathcal{O} (当 一労働 指定に 該取消 この -ジ指圧 は 号 書 大臣 場 第 前

> 読替えは、 体連合会」と読み替えるほ 基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは 護給付費審査委員会」と、 査機関で政令で定めるもの」とあるのは 護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と 三年法律第百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審 第五 指定医療機関」 十三条第三項中「社会保険診療報酬支払基金法 について準用する。 政令で定める。 とあるのは か 同条第四項中 この場合に れら 指定介護機関 Ō 規定に関し必要な技術的るのは「国民健康保険団 おいて、 「介護保険法に定める介 社会保険診療報酬支払 第五十一条第 . 地域密着型介 (昭和二十

助産機関等への準用)

第 る医 五十五 よる出 保護施設につ 柔道整復 療 扶 産 条 師 助 扶 助 第四 0) ため \hat{O} ため + て準用する 0) 九 条か 施術を担当 \mathcal{O} 第五十 助 5 産 を 第 担 五. 条及び第五十三条の規定は す . 当 + るあ 「する 条まで 助 摩 産 師 \mathcal{O} 規 ツ 並 サ び 定 にこの は 指 法 0 圧 は律によ 法 師 及び 律 医 療

大臣 るの 他 府 臣 施 \mathcal{O} 大臣又は都道府県知事」とあるのは 条第 定助 県知 摩マ 術 指 施術機関」 関 項 下それぞれ 生 局 0 0) 同 とい 者 知 指 規 指 . (T) は 中 医 労 + 従 は 機 定 項 医 府 \mathcal{O} 」とあるのは ح ・ツサー 第六 事」 働大 管理 業者であ 指 定に 関 助 県 定し 指定した医療機関に 指定助産機関又は指定施術 産機関又は指定施術機関は」と、 事 定 療 療 日 . う。 もの 定 中 機 知 項中 指定助産機関若しくは指定施術機関 機 以 産 指定医療機関」とあるのは ...係っ 生者であ 一号中 た医 と 臣」 医 機 関 事 関 内に当該指定を取 師 کر 療 る指 関 は とあるの 指 厚生労働大臣又は都道府県知事」 ジ指圧師 を含む。 「指定医療機関」とあるのは (以 下 機関 文は指 定医療 療機関 第五十条の二中 指定助産機関」又は とあるの とあるの 第五十四 た者 とあ 定医療 指定医 ح 同条第一 剤師 つた者 \mathcal{O} 指定助産機関若しくは指定施 その他 ŋ, 指 定施 開 機 に は 同 以 **上療機関** で当該 · 条第 関 定医 は はり師、 は 設 機 項 0 二項中 「都道 及び 下この 関 とあるの 者若しくは管理者 術 第 ľ ついては厚生労働大臣 「都道 占指 とあ ては 療機 に 機 り消された病院若しく \mathcal{O} 従業者 項 号から第三 府 . つ 関 0 定 取 「指定医療機関 「指定医療機関 項にお 機関が、 足府県知 るの 関 指定医療機 中 県 助 都道府県知事 きゆう師若しくは柔道整復師 消しの日 7 開 知事 ては、 ح 設者又は従業者」 産 指 は 「都道府県知事」 「指定施術 とあ 都 機関又は は (開 事」 者 定助 1 同 道 一号ま 府県. 指 指定医療機関の いら起 7 と 項第七号 次 るの 設 厚 「指定助 と کے 0 関 生 者 定 0 産 医断指侧 で及 とあるの 機関又 であ 開 助 指 機関」と、 知 が が は」とあるの は \mathcal{O} لح 第五 事 開 設 産 定 と 「助 同 算 が 指定医療機関若 働大臣又は都道 ・ (厚生労働大 とあ [条第三 して五 術 から第九号ま つ 設 者 施 び 次 産 は 第五 と 一十条第 機関若しく た者等を含 薬剤 とあるの 0 者 であつた者 術 機関又は指 は 産 診 都道府県 は「都道」 岩しくは るの 屋師又は 機 厚 厚生労働 療 とある 師その 関 号中 生労働 第五 項中 年を経 派所又 同 とあ 条第 は は 知 あ は は

第五十五条の三 Ŧ. 五十五条の二 該指定助産機関若しくは指定施術機関」と読み替えるも 合には、その旨を告示しなければならない。 設について準用する。 ほ はこれらであった者」 長は、 (告示) 事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、 十五条の四 、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定の辞退が二項において準用する場合を含む。)の規定による第四十九条第五十一条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第 指定をしたとき。 あつたとき。 において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたと 「項において準用する場合を含む。)の規定により第四十九条第五十一条第二項(第五十四条の二第四項及び第五十五条第 第五十条の二(第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項 たとき。 |労自立給付金の支給| 第五十四条の二 第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十 療保護施 必要な技術的読替えは、 被保護者の自立の助長を図るため、 設 就労自立給付金 都道府県知事、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 第五十二条及び第五十三条の規 への準用) 第 項又は第五十五条第一項の指定を取り消 「当該指定医療機関」とあるの 市長及び福祉事務所を管理する町 政令で定める。 その管理に属する福 定 は 五. 次に掲げる場 条第 医 療保護 Ŏ とする は 項 当 \mathcal{O} 施 第五十五条の二 (新設) (新設) (新設) 兀 合には、その旨を告示しなければならない。 (告示) 準用する場合を含む。 消したとき。 準用する場合を含む。 があつたとき。 する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。 おいて同じ。 第五十条の二(第五十四条の二第四項及び前条において準明いて同じ。)及び第五十四条の二第一項の指定をしたとき。 第五十一条第一 第五十一条第二項 第四十九条(前条にお 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 項 (第五十四条の二第四項及び前条におい (第五十四条の二第四項及び前条におい)の規定による第四十九条の指定の辞退)の規定により第四十九条の指定を取 いて準用する場合を含む。 次に掲げる場 以下本条に ŋ 甪

金を支給する。
のに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたも、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて

- る。 は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができ関」という。)は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又関」という。)は、就労自立給付金を支給する者(以下「支給機

(報告)

関係人に、報告を求めることができる。養著若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八

第九章 被保護者の権利及び義務

(譲渡禁止)

渡すことができない。第五十九条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り

(生活上の義務)

に努めなければならない。
把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上療の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健

(新設)

第八章 被保護者の権利及び義務

(譲渡禁止)

(生活上の義務)

| 約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。 | 第六十条 | 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節 |

第十章 不服申立て

査

庁

事に対してするものとする。 第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が就労自立給付金の支給に関する一部に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第五十五条の一部に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に第二十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及

(裁決をすべき期間

| の審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対すの審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対す施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分について第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実

2 (略

(再審査請求)

2 (略

(審査請求と訴訟との関係)

| 第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関又は支給機関

第九章 不服申立て

(審査庁)

は、都道府県知事に対してするものとする。
委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及

に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。施に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び(裁決をすべき期間)

2 (略)

(再審査請求

2 (略

(審査請求と訴訟との関係)

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の

内 実

する裁決を経た後でなければ、提起することができない。がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対

弗十一章 費用

(市町村の支弁)

一~四 (略) 第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

六・七 (略)

(都道府県の支弁)

、。 第七十一条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならな

五 その長が第五 一~四 (略)

付金の支給(同条第三項の規定により委託を受けて行うものを一その長が第五十五条の四第一項の規定により行う就労自立給

含む。)に要する費用

(都道府県の負担)

費用を負担しなければならない。第七十三条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる

コープログラー・コーングート

に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。)設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内「母子生活支援施設」という。)にある被保護者(これらの施号)第三十八条に規定する母子生活支援施設(第四号において二 宿所提供施設又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四

た後でなければ、提起することができない。 取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経

第十章 費用

(市町村の支弁)

一~四 (略) 第七十条 市町村は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

(新設)

五・六 (略)

第七十一条 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければなら(都道府県の支弁)

V

一~四 (略)

(新設)

五・六(略

(都道府県の負担)

| 費用を負担しなければならない。| 第七十三条 都道府県は、政令の定めるところにより、次に掲げる

一 (各)

れらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。)につきここれらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町号)第三十八条に規定する母子生活支援施設にある被保護者(一 宿所提供施設又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四

2 (略) 第七十七条 (略) (費用等の徴収)	過したときは、時効によつて消滅する。第七十六条の三(就労自立給付金の支給を受ける権利は、二年を経(時効)	て有する損害賠償の請求権を取得する。の支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対しの支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対し第七十六条の二 都道府県又は市町村は、被保護者の医療扶助又は(損害賠償請求権)	2 (略) 二 市町村及び都道府県が支弁した就労自立給付金費の四分の三	委託事務費の四分の三 一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び負担しなければならない。 (国の負担及び補助)	分の一	がないか、又は質及び委託事務れらの施設の所
2 (略) 第七十七条 (略) (費用の徴収)	(新設)	(新設)	2 (略)	を負担しなければならない。	(新設)	(新設) 費及び委託事務費の四分の一

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に治行によって行うものに限る。)の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合においてるたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。 (金銭) (金銭) (金銭) (金銭) (金銭) (金銭) (金銭) (金銭)	居を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した 電機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返 できる。 る。 できる。 でできる。 でき。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 で	定助産機関若しくは指定施術機 に要する費用の支払を受けた指 の他不正の行為によつて医療、 を徴収することができる。 を徴収することができる。 を徴収することができる。 をでしてのでの他不正の行為によって医療、 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしてできる。 をでしていている。 をでしていている。 をでしていている。 をでしていている。
支給を受ける前に 支給を受ける前に 原生労働 (新設) 大る前に、厚生労働 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が徴収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後収す 日本の長が後期 日本の氏が後期 日本の氏が後期	に別段の定めがある場できる。 本に別段の定めがある場できる。 できる。 できる。 できる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 ことができる。 (新設)	きは、当該機 を受け、又は を、その者か じて得た額以 だましくは施 が指定介護機 ()
		(新設) (新設) (新設) (新設)

係る徴収金を徴収することができる。 る旨を申し出たときは、 全 厚生 県又は市 部又は一 被保護者に対して就労自立給付金を支給する際 一労働 省令で定めるところにより、 部を 町村の長が徴収 前条第 厚生労働省令で定めるところにより、 なすることができる徴収金の納入に充項の規定により保護費を支弁した都により、当該就労自立給付金の額 に当 該 审 出

3 係る部分に限る。 に係る部分に限る。 たときは、 項の規定により前条第一項の規定による徴 当該被保護者に対して当該保護金品(第 の交付又は当該就労自立給付金 の支給があつたものとみなす。 収 金 (前 項 が \hat{O} 項 徴 申出に収され Ó 申 出

十 二 章 雑 則

生

労働大臣

0)

通

知(知)

第 あるときは、 対 指定の全部若しくは 十三条の二 (法第八 二項の その 規定によりその指定を取り消し、 十条各号の 事実を通知しなければならない 厚生労働 都道府県知 省令で定めるところによ V) 部の ずれかに該当すると疑うに 事 効力を停止した場合に は、 指定医 療機関 又は り に 期間を定めてそ 2 おい 厚 足りる事 V 生労働大臣 7 第五 実が 健 康 十

護 \mathcal{O} 実施 特 例

第 て「 八 一 害 規 福 活を総合的に支援するための法律 + 条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施 者総合施設のぞみの園法 (定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立!社法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一 第五条第十一項に規定する障害者支援施設 障害者支援施設」という。)に入所している者、 四条の三 第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生条の三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十 一 身体障害者福祉機関についてのな (平成十四年法律第百六十七号) 祉法 (平成十七年法律第百二十三号 一六条第一項第二号のにいる者、知的障害者設(以下この条におい -七号)第十

+ 章 則

(新設

保護の実施機関につい ての特例

福祉法 害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障 三号)第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び二八十四条の三。身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二) て「障害者支援施設」という。)に入所している者、 活を総合的に支援するための法律 第五条第十一項に規定する障害者支援施設 条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施 合施設のぞみの園法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第十六条第一 (平成十四 (平成十七年法律第百二十三号 害者の日常生活及び社会生 (以下この条におい 一項第二号の 知的障害者 百

 \mathcal{O} を のにムム の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護につる受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に支援するための法律第二十九条第一項若しくは第三十条第一項に入所している者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に入所し、 という。 ては、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その のぞみの 第三十条第一項ただし書の規定により入所しているもの)に入所している者、 第十九条第三項の規定を適用する。 園が設置する施 若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホー)第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホー 以 下この 老人福 お 和 7 三十八年法 0 4

※急時における厚生労働大臣の事務執行)

を保 該 合に 県知事の 7 五. 兀 「 条 の 厚 は 条第一 事 生 務に係るも 護する緊急の お 一労働 兀 厚生労働 1 ては、 項におい 権限に属 大臣に 第五十四条第 この法 大臣 のに限る。 て準用 適 必 するもの 又は 要が 用 が 律 都道 あるも \mathcal{O} あると厚生労働大臣 する場合を含む。 項 規 とされ は、 定中都道府県 府県知事が行うも (第五十四 のとする。 厚生労働 ている事 条 大臣 *の* 知 務 は、 事 が \mathcal{O} 認める場合に に 0 規定により 第 とす 被保 関 関 匹 する規定 する規定 項 (護者の る。 及び 第

2 を行うときは 項 \mathcal{O} 場 %合にお 相 1 て、 互に 密 厚 接 生 な連 一労働 携の下に行うも 大臣 又は 都道 府県 0 とする。 知 事 が当 該

事務の区分)

とする。
、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務「地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務「同表の下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は『八十四条の五 別表第三の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ

園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第 規定により特別養護老人ホー号の規定により養護老人ホー 定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定をき続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引 適用する。 定により入 という。 のぞみの)に入所 蕆 が ?設置 する施 している者、 設 ムに入所している者又は障害者 ムに入所し、若しくは同項第二号 (以下この 老人福祉法第十一条第 条において「の ぞみ 項 \mathcal{O} 日の

(新設)

事務の区分)

る。
方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすの下欄に掲げる規定により処理することとされている事務は、地界八十四条の四 別表の上欄に掲げる地方公共団体がそれぞれ同表

第八十四条の六 (略)

があるときは、刑法による。金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰第八十五条。不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は

罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。 は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の 。偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又

第 八十六 答弁をし、 規定による当該職員の質問に対して、 二第四 く。) 、 下この項において同じ。)、 は、三十万円以下の罰金に処する。 若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をして Ŧ. 項第一号の規定による報告を怠り、 職員の調査若しくは検査を拒み、 項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。条 第四十四条第一項、第五十四条第一項(第五十四条 第四十四条第一項若しくは第五十四条第一項の規定によび、又は第二十八条第一項(要保護者が違反した場合を除 四条第 項の規定による物件の提出若しく ではる物学のでは 、第五十五条の五若しくは第七十四条 、第五十五条の五若しくは第七十四条 では、第五十五条の五若しくは第七十四条 答弁せず、 妨げ、 若しくは忌避した 若しくは虚偽の 若しくは 提示をせず 同 項の

2 (略

別表第一 (第二十九条関係)

都道府県知事 一総務大臣又は

律 恩 金 におい 労働 である給付の支給に関する情報であ 給 法 省令で定めるもの 大正 て準用する場合を含む。 + 年法律 第四 号 による年 他 0

第八十四条の五 (略)

(罰則)

条があるときは、刑法による。
罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は

(新設)

第八十六条 二第四項において準用する場合を含む。 しくは忌避した者は、 反した場合を除く。)、 若しくは虚偽の報告をし、)若しくは第七十四条第二項第一号の規定による報告を怠り、 項の規定による当該職員の調査若しくは検査を拒み、 第四 一十四条第一 三十万円以下の罰金に処する。 第四十四条第一 又は第二十八条第一項 項、 第五十四条第一 以下この項において同 項若しくは第五十四条第 項 (第五 (要保護者が違 兀 条 じ

2

略

(新設)

三	-	_ _ _
市町村長	原 生 学 値 プ	
遺族年金の支給に関する情報 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八 一 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八 一 一 一 一 一 一 一 一 一	大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	曷げる青眼であ

大	五
事務所を管理社	税 務 署 長
五 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による児童扶養手当の支給に関する情報 一 この法律による保護の決定及び実施又は 一 この法律による児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二 一 年別児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二 一 年別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二 一 年別児童扶養手当等の支給に関する情報 に関する情報 に関する法律(昭和三十九年法律) に関する法律(昭和三十九年法律) に関する情報 に関する に関する情報 に関する情報 に関する に関する情報 に関する に関する	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの るもの 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号 一 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号 二 正

八 厚生労	
本記 本記 本記 本記 本記 本記 本記 本記	第一項の福祉手当の支給に関する情報 家一項の福祉手当の支給に関する情報 「特別であって厚生労働省令で定め 「大号」その他の地方税に関する法律に基づ 「大号」その他の地方税に関する法律に基づ 「大号」をの他の地方税に関する法律に基づ 「大号」をの基礎となる事項に関する情報 第六十四号)による求職者に対する職業訓 様の実施に関する情報

知事	十一市町村長又は高齢者医療広域連高齢者医療広域連連	九日本私立学校、大田本和立学校、大田本和立学校、大田家公務員共済組合又は地大済事業	
報 ではる特別児童扶養手当の支給に関する情ではる特別児童扶養手当等の支給に関する法律である。 では、	るもの るもの した、 は、健康保険法(昭和三十三年法律第百一 大十二号)による傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保 原者の健康の保持増進のために必要な事業 の実施に関する情報 であって厚生労働省令で定め が、傷病手当金の支給又は健康教育、健康相談、健康診査若しくは特定保健指導の実施 特定健康診査者しくは特定保健指導の実施 である。 特に関する情報	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの	る情報 六号)による特別障害給付金の支給に関す

_				
_	十四	長著事三	+ 事 二	
	総 務 大 臣	しくは長崎市 又は広島市長 都道府県知	都道府県知	
	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの るもの るもの るもの こととされる同法による廃止前の国会議員 互助年金法(昭和三十三年法律第一号)又は同法附則第二条 第一項の規定によりなおその効力を有する による年金である給付の支給に関する情報 による年金である給付の支給に関する情報 による年金である給付の支給に関する情報 をとされる同法による改正前の執行官法(昭和四十一年法律第十一号)附則第三条第一項の規定による年金である給付の支給されることとされる同法による安止前の執行官法(平成十一年法律第十八号)附則第三条第一項の規定による年金である給付の支給に関する情報	るもの おに関する情報であつて厚生労働省令で定め 平成六年法律第百十七号)による手当等の支 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(省令で定めるもの る。)の支給に関する情報であつて厚生労働 書補償費、遺族補償費又は児童補償手当に限 書補償費、遺族補償費とは児童補償給付(障 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四	る情報 二号)による職業転換給付金の支給に関す二号)による職業転換給付金の支給に関す二 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十

別表第一 その 十 五 備考 用具販売事業者 者又は特定福祉 居宅介護を行う で定める者で定める者 四三 ない。 六 五. うとするときは、 事業として び九の項下欄 三号に係る部分に限る。 (第 総務大臣 十二 の 三の項下欄 の項下欄 厚生労働大臣は、 財務大臣 五の項下欄、 四の項下欄の厚生労働省令 法務大臣 の項下欄、 \mathcal{O} (第五十四条の二関係) 項下欄 号に係る部分に限る。 項 下 文の 介護保険法第四 (第五号に係る部分に限る。 欄 (第 (第四号に係る部分に限る。 (第二号に係る部分に限る。)の厚生労働省令 その他政令で定める事項に関する情報 の厚生労働省令 八の項下欄 七の項下欄 当該各号に定める大臣に協議しなければなら 指定 条第 号に係る部分に限る。 次の各号に掲げる厚生労働省令を定めよ 項)及び十四の項下欄の厚生労働省令 本 (第 (第三号に係る部分に限る。 七条第 同 法第四十 廃止があつたとき よる指定居宅サー の取消しがあつたとき、又は同 の三十五第六項の規定による同 の厚生労働省令 法第七十五条第一 国土交通大臣 一号に係る部分に限る。 環境大臣 項若しくは第百十五条 一条第 及び の厚生労働省令 九の項下欄 - ビスの 項本文の指定 三項 同法第七十 九 文部科学大 0 0) 事業の 対規定に)項下欄 及 (第

定こよる旨官也或密鲁型片同法第七十八条の五第二項	介護保険法第四
同法第七十五条第二項の規定 同法第七十五条第二項の規定による間に第一項本文の指定の取消したとき、同法第七十二条第一項本文の指定の取消したとき、可法第七十二条第一項本文の指定の取消したとき、フは同法第七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	東京 (京本文の指定) は 東京 (京本文の指定) は 東西十一条第一項の おったものとか おったまの指定が がされた居宅か に係る同 にのよう にのよう にのよう にのよう にのよう にのよう にのよう にのよう にいる。 にい。 にいる。 にい
法第七十条の二第一項の規定 とき、 一条第二項、第七十七条第一項本文の指定の効力が失われたとき、 一条第二項、第七十七条第二項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消した。 一条第一項本文の指定の取消したとき、 一条第一項本文の指定の取消したとき、 四十一条第一項本文の指定の取消したとき、 四十一条第一項本文の指定の取消した。 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の 四十一条第一項本文の指定の	項本文の指定 一世スに係る第一項の おされた居宅の おされた居宅の が が が が が に に に に に に に に に に に に に

指福密に八のに密みが一四定による一条に 一条なされた 一条第一と 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。 一名。	十八条の十二こ 定こよる介護保険法第七 同法第七	原本文の指定 (スの事業 同法第八条第二 同法第 一同法第八条第二 同法第 一同法第八条第二 同法第 一同法第七十八条 第七十条 同法第七十八条 第七十条 の十五第二項に り同法第七十八条 第七十条
十八条の十二において 一項本文の指定による同法第七十八条の十二において 一項本文の指定による同法第七十二において おったとき、又は同 おったとき、又は同 おったとき。 の規定による同法第七十 において 記 による同法第七十 において 記 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	6指定地或密着型サービ七十八条の五第二項の規	業の廃止があつたとき、 完の取消しがあつたとき、 一院と第七十八条の十の規定によい 一点法第七十八条の十の規定によい 一点本替えて準用する同法 一条の二第一項の規定によい 一項の対力が失われたとき、 一葉の効力が失われたとき、 一葉の対力が失われたとき、 一葉の対力が失われたとき、 一葉の対力が失われたとき、

より読み替えて適用する同法第同法第七十八条の十七の規定に	十八条の十三第一
	定を除く。)問開始時有効指別にする指定期に
	第七十八
か失れ才たとき	護老人福祉施設十一項に規定す
二第一項本文の指定	八条
の規定により同法第四一項若しくは第七十二	本文の指定ビスに係る
替えて準用する同法第七十条の第七十八条の十二において読み	た地域密着型サ
取消しがあつたとき、又は同十二条の二第一項本文の指定	の指定があつた
項の規定による同法で準用する同法第七	四定
第七十八条の十二におい	七十二条第
同法第七十八条の十若しくはスの事業の廃止があつたとき	て準用する同法
による指定地域密着型サ	八条の十二
司法第七十八条の五第二項の	介護呆倹去第七
	を除く。)
	規定する指定期の十五第二項に

- 36 -

-		_
居宅介護支援計		
お お に に に に に に に に に に に に に	有 対 指定期間開始時 開始時 を が護保険法第七	指 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国
の三十五第六項の規定による同四条第一項若しくは第百十五条廃止があつたとき、同法第八十戸はの事業のを決している。	同法第七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、る同法第七十八条の十の規定による間法第四十二条の二第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第七十八条の十の規定により同法第四十二条の二第一項本する場合を含む。)の規定により同法第四十二条の二第一項本する場合を含む。)の規定により同法第四十二条の二第一項本する場合を含む。)の規定により同法第七十八条の五第二項の規定により同法第七十八条の五第二項の規定により同法第七十八条の五第二項の規定により同法第七十八条の五第二項の規定による指定の対力が失われたとき	七十八条の五第二項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十八条の十の規定により請消しがあつたとき、同法第四十二条の二第一項本文の指定の取出による同法第四十二条の二第一項本文の指定の対したとき、又は同法第四十二条の十五第一項の規定により同法第四十二条の十五第一項の規定により同法第四十二条の十五第一項の規定により同法第四十二条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第二項の規定により同法第四十二条の二第二項の規定により同法第四十二条の二第二項の規定により同法第四十二条の一項の規定により同法第四十二条の一項の規定により記述を表する。

-		
設 介護老人保健施	設 介 護 老 人 福 祉 施	老 地 域 密 着 社 施 型 介 護
十四条第一項の	一号の指定 項第 第	項 十二 条 の 二 条 の 二 第 一 四
よる介護老人保健施設の廃止が同法第九十九条第二項の規定に	に 京の辞退があったとき。 大十二条第一項若しくは第百十九十二条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同号の指定の取消しがあったとき、又は同法第八十六条の二とき、又は同法第一項第一号の指定の効力が失われたとき。	法第四十六条第一項の指定の別別により同法第七十八条の二第一項の規定により同法第七十八条の八の規定によ同法第七十八条の十二条の二第一項本名同法第七十八条の十の規定により同法第七十八条の十の規定により同法第七十八条の十二条の二第一項本名同法第七十八条の十の規定により同法第七十八条の十の規定により同法第七十八条の十の規定により同法第七十八条の十二条の二第一項本の指定の効力が失われたとき、第七十条の二第一項の規定により同法第四十二条の二第一項の指定の対方が失われたとき、対方が失われたとき、対方が表の一項の規定により同法第七十八条の十二条の二第一項本の指定の対方が失われたとき、対方が表の一項の規定により同法第一項の規定により同法第一項の規定により同法第一項の規定により同法第一項の規定により同法第一項の指定の対方が表の一項を表面により同法第一項の指定の対方が表面によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに

	売事業者 予防福祉用具介護 野臓を行う	
第一項本文の指	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	許 可
の三十五第六項の規定による同 の事業の廃止があつたとき、同 ま第百十五条の十一において読み 第百十五条の十一において読み 第百十五条の十一において読み は第百十五条の九第一項、同法 をこよる指定介護予防サービス	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスは第百十五条の九第一項若しくは第百十五条の元第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定による同法第五十三条第一において読み替えて準用する同法第七十条の二第一項の規定により同法第五十三条第一下により同法第五十三条第一下の指定の効力が失われたとき、文は同法第五十三条第一下において読み替えて準用するにより同法第五十三条第一下において読み替えて準用する。	あつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五 四条第一項の規定により同法第九十四条第一項の規定により同法第九十四条の二第一項の共可の取消しがあの二第一項の共可の取消しがある。

介護保険法第五	の「に係る」の指定である。 で発生、一項の規定により に係る。同項本文の指定である。 に係る。同項本文の指定により に係る。同項本文の指定により に係る。同項本文の指定により になる。 により にいる。 により にいる。 により にいる。 により にいる。 にい。 にいる。	定があつたもの に係る同項本文 に係る同項本文
の二第一項本文の指定の取消したとき、同法第百十五条の十五条の十一世スの事業の廃止がありたとき、同法第百十五条の十十五条の十一世界の大き、同法第百十五条の十五第二項の	同法第百十五条の五第二項の規 定による指定介護予防サービス の事業の廃止があつたとき、同 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	法第五十三条第一項本文の指定の効 の取消しがあつたとき、又は同 の取消しがあつたとき、又は同 オーニ条第一項本文の指定の対 五十三条第一項本文の指定の対 カが失われたとき。

•	別表第三(第八十	画 を で で で で で で で で で さ で え る 者 と し て る る る る る る る る る る る る る る る る る る	
	(第八十四条の五関係)	指 1 1 1 2 3 4 5 5 6 7 8 8 9 9 9 9 1 9 9 9 9 9 9 9 9	
		第七十条の二第一項の規定による指定の効力が失われ 別同法第五十四条の二第一項の規定による指定の効力が失われ 東百十五条の二十九の規定 一項の指定の効力が失われ 東百十五条の二十九の規定 一項の指定の効力が失われ の規定により同法第五十八条第一項の規定 による指定の効力が失われ の規定により同法第五十 ではおり同法第五十 ではおり同法第五十 ではおり同法第五十 ではおりの規定	丘条の二十一この、て準用する があつたとき、又は同法第百十一

す 福都 価祉事務所を設置が道府県、市及び る町 村 第一

六八条、 項に 第十九条第一 び から第三十七条の二まで 第四項並びに第三十三条第三項を除く。) 項及び第三 お 第二十七条第一 項及び第五項、 第二十五条第一 1 て準用 項から第五項まで、 する場合を含む。 項 (これら 項、 項及び第二項、 第二十九条、 (第三十条第二項及 第二十二 0 規 定を同条第九 第二十四条 八条第一 第三十条 並びに第 第二十 項

第四十七条第一項、第四十八条第四項、

第

別表 (第八十四条の (四関係)

する町 福都祉道 世事務所を設置足府県、市及び 村

第一 含む。 第十九条第一 項 (同条第五 項 から 項において準用 第五項まで、 する場合を 第二十四 条

四十七条第一項、第四十八条第四項、第五四項並びに第三十三条第三項を除く。)、 三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五 四項並びに第三十三条第三項を除く。)、第第三十七条の二まで(第三十条第二項及び第 一十六条、 項及び第四 第三十条から 第二十八条第 第 五 第

都 道 府 県	
第二十三条第一項及び第二項、第二十九条第二項、第四十四条第二項、第四十二条第二項、第四十五条、第四十五条第二項及び第五十四条の二第四十九条の三第四項及び第五十四条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第五十三条第一項、第五十三条第一項、第五十三条第一項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十一条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条の二第一項、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条の二第一項、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項において準用する場合を含む。)、第五十五条第二項、第二項、第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十三条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二条第二項。第四十二系第二項。第四十二系第二項。第四十二条第二項。第四十二列第四十二系第二列,第四十二系列,四十二系列,四十二二列,四十二系列,四十二系列,四十二系列,四十二系列,四十二条第二列,四十二系列,四十二列,四十二系列,四十二系列,四十二系列,四十二系列,四十二二列,四十二列,四十二列,四十二列,四十二列,四十二列,四十二列,四十	五十三条第四項(第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する場合を含む、第五十五条の二において準用する場合を含む、第二年、第七十八条の二第一項、第七十七条第二項、第七十八条の四、第五十五条の五、第二項、第七十八条の二第一項及び第四項(第五十四条の二第四項及び
都道府	
第二十三条第一項及び第二項、第四十四項、第四十八条第三項、第四十八条第三項、第四十九条「項、第四十八条第三項、第四十九条「項、第四十八条第三項、第四十九条「項並びに第五十三条第一項及び第五十五条の二第四項を第一項(第五十三条第一項及び第五十五条の二第五十五条の二第四項を第一項、第五十五条の二、第五十四条の二において準用する場合を含む。)十四条第一項(第五十四条の二第四項及び第五十五条の二、第五十五条の二において準用する場合を含む。)十七条第一項、第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項の二において準用する社会福祉法第三項がら第四項まで	十五条において準用する場合を含む。)、十五条において準用する場合を含む。)、

しない町村福祉事務所を設置	市町村	
項並びに第二十五条第三項、第二十四条第十	条第二項から第四項まで条の二において準用する社会福祉法第五十八十七条第一項及び第七十八条並びに第七十四第二十九条第二項、第四十三条第二項、第七	祉法第五十八条第二項から第四項まで
しない町村福祉事務所を設置	市町村	
項並びに第二十五条第三項第十九条第六項及び第七項、第二十四条第六	までする社会福祉法第五十八条第二項から第四項七十八条並びに第七十四条の二において準用岩四十三条第二項、第七十七条第一項及び第	

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

第十章 被保護者の権利及び 義務

第十一 章 不服申立 7

十二 章 費用

第七十条 市 Ź. 町村の支弁) 市町村は、 (略) 次に掲げる費用を支弁しなけ れ ばならない。

事業の実施に要する費用 その長が第五十五条の六の 規定により 行う被保護者就労支援

(略)

(都道府県の支弁)

第七十一条 都道府県は、 次に掲げる費用を支弁しなければならな

事業の実施に要する費用 その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援 ~ 五.

略

七 (略)

国の負担及び補助)

第七十五条 担しなければならない。 国は、政令で定めるところにより、 次に掲げる費用を

(略)

当該 市町村における人口、 町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用 被保護者の数その他の事 情を勘案し のうち、

ける人口、 て政令で定めるところにより算定した額の四分の三 都道 被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定める

> 第九章 被保護者の権 利 及び 義 務

第十章 不服申立 7

+ 章 費用

(市町村の支弁)

第 七十条 了 五. 市町村は、 (略) 次に掲げる費用を支弁しなければならない。

新設

略

第七十一条 (都道府県の支弁) 都道府県は、 次に掲げる費用を支弁しなければなら

一 5 五

略

(新設)

略

(国の負担及び補助)

第七十五条 負担しなければならない。 国は、政令で定めるところにより、 次に掲げる費用

· -

(新設)

(新 設

新設
第十二章 雑則
2 (略)

$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
īΕ
部
分

第百四十五年法代明十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四十四	(略)	法律	は律における用語 は本における用語 別表第一 第一号法:	改
一 都道府県、市及び福祉一 都道府県、市及び福祉ー 新道府県、市及び福祉 に第八項、第二十五条第二項及び第五十二条第二十五条第二十二条第二十二条第二項及び第五十二条第二十二条第二項、第六十二条第二項を形式、第六十一条、第二十二条第二項、第十十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条、第六十二条。	(略	事務	の意義及び字句の用語の意義及定受託事務(第	正
項から第五項まで、第二十 三項(これらの規定を同条 上条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三 五条の四、第二十九条、第三 二において準用する場合を 第一項、第二十九条、第三 二において準用する場合を 本条の二まで(第三十条第二項、第二十八条第二項、第二十九条、第三 工条の四、第五十五条の五 大十二条第三項及び第二項、第 七十六条第一項及び第二項、第 七十六条第一項及び第二項 大十二条第三項及び第二項 大十二条第三項を除く において準用する場合を 大十二条第三項を除く 大十二条第三項及び第二項 大十二条第三項及び第二項 大十二条の五 大十二条第三項及び第二項 大十二条の五 大十二条の二第一項及び第二項 大十二条の二第一項及び第二項	į)	務	の意味によるものとする。び字句の意味は、上欄に掲げる二条関係)	案
第百四十五年法(昭十四号)	(略)	法律	は律における用語 備考 この表の下欄 別表第一 第一号法	現
一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する村が第十九条第一項から第五項まで、第二 合を含む。)、第二十五条第一項及び第四項、第二十五条第一項及び第四項がら第三十七条の二まで(第三十五条第四項がら第三十七条の二まで(第三十五条において準用する場合を含む。、第六十一条、第六十二条第四項、第二十一条第四項(第五十五条において準用する場合を含む。第六十一条、第六十二条第四項、第二十二条第四項(第五十五条において準用する場合を含む。第六十一条、第六十二条第三項を除く。第二十五条において準用する場合を含む。第六十一条、第六十二条第四項、第二十二条第四項(第二十二条第四項(第二十二条第二項を除く。第六十一条の規令第二項、第八十条並びに第八十一条の規条第二項、第八十条並びに第八十一条の規条第二項、第八十条並びに第八十一条の規条第二項、第八十条並びに第八十一条の規令を対して、第二十二条第二項、第二十二条第二項とは、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二項、第二十二条第二列,第二十二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二条第二列。第二十二第二十二条第二列,第二十二条第二十二十二条第二十二条第二十二条第二列,第二十二条第二十二条第二列,第二十二条第三列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二十二条第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二条第二列,第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	(略)	事務	用語の意義及び字句の意味によるものとする。下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる号法定受託事務(第二条関係)	行

五条、 る事務 第四 む。 び第五 場合を含む。 条第二 第五十条第二項、 十九条の二第 兀 八条第三項、 兀 項までの規定により処理することとされてい 五条第一 第五十五条第 る場合を含む。 及び第五十五条第二項において準用する第四 市 項及び第五十五条第二項において準用する する社会福祉法第五十八条第二項から第四 三条の二並びに第七十四条の二において準号、第七十七条第一項、第七十八条、第八 項(第四十九条の三 十三条第 (これらの | 町村 第四項において準用する場合を含む。 第二項から第五項まで、第四十二条、 十九条第二 項 道 第四十六条第二項及び第三項、 及び第五 十五条の二において準用する場合を含 項 府 項、 第五十四条第一 (これらの規定を第五十四条の二 が 規定を第五十四条の二第四項及 第四十九条、 項、 第七十四条第二項第二号及び第 第二十三条第一 項、 項 十五条第二項において準用 ` 第五十三条第一 第五十条の二及び第五十 第四十四条第一項、 第四十九条の三第一 第五十四条の二第一項 第五十五条の三、 第四十条第二項、 一第四項及び第五十四条 項(第五十四条の 第四十九条の二 項及び 項及び第三 第二 第六十 第四十 第四十 第四 項 項 第 第

第四

十条第二項、

第四十

一条第二項から第

項及

び

項、

都

道

府

県 が

から第四項までの規定により処理することとおいて準用する社会福祉法第五十八条第二項一項及び第七十八条並びに第七十四条の二に 二項 第三項 む。)、第五十条第二項、第五十条の二、第九条(第五十五条において準用する場合を含 項まで、 第四 む。 五.十 四十四条第一項、 条においてこれらの規定を準用する場合を含 より処理することとされている事務 法第五十八条第二項から第四項までの規定に に第七十四条の二において準用する社会福祉 第三号、 十五条第一項、 五十四条の二第一項、 市 項 及び第三項、 条第二項 村 12 (第五十四条の二第四項及び第五十五 が第四 第七十七条第一項、 おいて準用する場合を含む。 第五十四条第一項 第四十二条、 十三条第二 第七十四条第二項第二号及び 並びに第五十三条第一項及び 第四十五条、 第四十八条第三項、 第五十五条の二 第四十三条第 (第五十四条の二 第七十八条並び 第七 第四十六条第 第四十 項、 七条第 第六 第 第

ている事務

より処理することとされている事務

十八条第二項から第四項までの

が規定に

十四条の二において準用する社会福祉

第七十七条第一

項及び第七十八条並び

が

第二

一十九

条第二項、

第四十三条第

(略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の円滑な帰国の一部を改正する法律(平成十七号)	(略)	第三十号) 中国残留邦人等 の円滑な帰国の で成六年法律 第三十号)	(略)	
(略)	大等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 を選に関する法律第十四条第四項においてそ の支援に関する法律第十四条第四項においてそ の支援に関する法律第十四条第四項においてそ の支援に関する法律第十四条第四項においてそ	(略)	が処理することとされている事務が処理することとされている事務が処理することとされている事務所と指げる規定にれた生活保護法別表第三の下欄に掲げる規定に第十四条第四項においてその例によるものとさ	(略)	されている事務二十四条第十項並びに第二十五条第三項の規定により処理することと、「一方項及び第七項、第二十四条第十項並びに第四を組入事務所を設置しない町村が第十九条第一のを記しない町村が第十九条第一の
	十九るの援国促の中		第 会援国促の中		
略)	中国残留邦人等の円滑な帰国の円滑な帰国の一部を改正する法律(平成十の一部を改正する法律	(略)	第三十号) (平成六年法律 医後の自立の支援に関する法律 国後の自立の支	(略)	
(略)	務 の例によるものとされた生活保護法別表の下欄の例によるものとされた生活保護法別表の下欄の例によるものとされた生活保護法別表の下欄の支援に関する法律第十四条第四項においてその支援に関する法律第十四条第四項においてそが則第四条第二項において準用する中国残留邦附則第四条第二項において準用する中国残留邦	(略)	理することとされている事務 それぞれ同表の上欄に掲げる地方公共団体が処れた生活保護法別表の下欄に掲げる規定により第十四条第四項においてその例によるものとさ	(略)	されている事務でれている事務ではいの人では、第二十四条第六項並びに第二十四条第六項並びに第一の一福祉事務所を設置しない町村が第十九条第一の一福祉事務所を設置しない町村が第十九条第一の一福祉事務所を設置しない町村が第十九条第

 \bigcirc 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)(抄) (附則第十五条関係) (傍線部分は改正部分)

する第一号法定受託事務とする。 (事務の区分) (事務の区分) である第一号法定受託事務とする。 (事務の区分) である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。 である第一号法定受託事務とする。	する第一号法定受託事務とする。 治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項掲げる地方公共団体が処理することとされている事保護法別表第三の下欄に掲げる規定によりそれぞれ十八条 第十四条第四項においてその例によるもの(事務の区分)		
事務とする。 世籍六十七号)第二条第九項第一号に規定が処理することとされている事務は、地方自欄に掲げる規定によりそれぞれ同表の上欄に四項においてその例によるものとされた生活と、	2号)第二条第九項第一号に規定 (昭和二十二年 2ととされている事務は、地方自 る地方公共団体 次定によりそれぞれ同表の上欄に 保護法別表の下 保護法別表の下 (事務の区分)	十八条 (明和二- お法 (昭和二- お法 (昭和二- (明元)	;
米第九項第一号に規定なるものとされた生活をおった。	第一号法定受託 第一号法定受託 第一号法定受託 別表の下分 第十四 第十四 第十四 第一号法定受託 第十四 第一号法定受託 第十四 第一号法定受託 第十四 第一号法定受託 第一号法定使证 第一号法使证 第二号法使证 第二号证 第二号证 第二号证 第二号证 第二号证 第二号证 第二号证 第二号	事務とする。 伝律第六十七号)第二条 が処理することとされて 懶に掲げる規定によりる 四項においてその例によ	正
	第十八条 第十八条 第十八条 第十八条 第十八条 第十四 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	米第九項第一号に規定てれぞれ同表の上欄によるものとされた生活	案

 \bigcirc 抄 抄)(附則第十五条関係) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)(

(傍線部分は改正部分)

定する第一号法定受託事務とする。 定する第一号法定受託事務とする。 定する第一号法定受託事務とする。 定する第一号法定受託事務とする。 行

道 州 制 特 別 区 域 に おけ る広 域 行 政 \mathcal{O} 推 進 に 関 はする法 律 (平成十八年法律第百十六号) 抄) 附 則第十六条関

(傍線部 分は改 正 部 分

行

係

保 護 \mathcal{O} 特 例

改

正

案

第

団厚 定診広療 局域法に律制生つ 十以定 第二 生 団 関する事項が定められ 特別区域における広域行政の推進に関する法労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療 めら を 第百十六号) 九条及び第四十九条の二第 ては、 域 所 除 一体」という。 における生活保護法 労 रै 文は 一条第一 働 4 | 体 の ている道州制 大 7定広域団4)につい 臣 薬局」とあるのは 同 同 区域に 法第四 ·法第四十九条中「厚生労働大臣 項に規定する特定広域団体 とあるの 第七条の規定により同法別表第二号に)の区域に所在する病院若しくは診に規定する特定広域団体(以下「計画 て、 所在する病院若 + 体 九 特 が 計 は 条 ている道州制特別区域計 別 別 (昭 \mathcal{O} 画 区 [作成 和二 厚 域 診 生労働-計画 項 第 から 十 特定広域団 療 画を作成. 項 しくは診療 所又は薬局 五. の第三項が から 年法律第 大臣 げ 第三項 又は したとき る fは」とあるのは 気までの規定の対 までの日第百四 体の 事 所又は薬局に 律 所 計 「計画作成特定広 での規定の適用に とあるのは「厚 とあるのは「厚 とあるのは「厚 とあるのは「厚 に掲げる事務 知 画 ま に 一十二は、 作 で 事 ける 成 \mathcal{O} は療 は」と、「原所又は薬 特 規 院 に限る 作成 定 事 広 の項 特 日が 域

2 中六おれ ハ条第一項の規定の適用おける生活保護法第五十 特定 7 いる道 広域 密 労働大臣は」とあ 事」 着型介護 保護法第五十四条の二第一項及び第二州制特別区域計画を作成したときは、団体が別表第三号に掲げる事務に関 年法律第百十六号)第七条の規定に 州制 とする。 規定の適用 ^{咬老}人福 特別 区 域における広域行政 祉 12 るのは「厚生労働 ついては、 施 を作成したときは、 介護老人福 同項 法第五-以の推進に 開社施設又 記十四条 記第四項並 より す 公事 又は 条の 同 に 並 の項 関 玉 U の二第一項の日以後に場が定めら は介護老人 別 \mathcal{O} 開 設 L

体

 \mathcal{O}

知

2

現

保

て」とあるの るのは 以後 病院若しくは診療所又は薬局を除く。)についてその主務において「計画作成特定広域団体」という。)の区域に所 作成した同法第二条第一項に規定する特定広域団は掲げる事務に関する事項が定められている道州制に 成十八年法律第百十六号)第七条の規定により同法別表第二号に 薬局 する病院若 んめら 九条の規定の適用に (道州制特別区域における広域行政の おける生活保護法 て、 厚生労働大臣は、 ている道州制特別 護 定広 しくは診療 0 法 は計 \mathcal{O} | 下薬局 (当該計画作成) 画作成特定広域団体の 域 J ついては、 所 が 項に規定する特定広域団体 又は薬局に (昭 別 玉 区 表 和二 第二 の開設した病院若しくは診療所 域 i画作成t 計 同十 画 限る。 条中「厚生労働大臣 五年法律第百四十四十年 **%特定広** 知事は げる事務に関する事 推進に関する法 域団 に 0 体 特別区域 1 の区 て」とする。 (以下この 薬局 |域に所な は」とあ 公告の 所在する につい 大臣 計 律 画 又 第 項 棄 在 は 匹 条 を 日が \mathcal{O}

六条第れてい た地 健 ける生活保護 域密 いる道 定広 成 施 厚生労働 着型介 八年法 項 の 域 州 寸 規定の 大臣 州 制 体 伝律第百十六号) (刑制特別区域にな 護老人福 法 特 が 行別区域計 **公第五十** は 別 が適用に 表 福祉 第三号に 四条の二 号) ついて 施 る 画 [を作 おけ、のは 第七条の け 掲 る広域 は、 第一 |成し げる事務に 厚生 護 段老人福: たときは、公告の事務に関する事項 同 項 受行政の 一労働大臣は、国の開 規定により同 及び第四項並 の推施 設又は 進 関 \mathcal{U} はする法 介護 別 に 日 が 第 以 定 一八八百十 老 設 後 8 人 L に

関する事項が定められている道州制特別区域計 第百十六号) 施 す の画 る とあ 別区 とあ \mathcal{O} 老人福祉施設、 保 る 項に 同 を この 条第 と について」と、 健 地 作 掲 は るの おいて「計画作成特定成した同法第二条第一 るの 域における広域行政の 施設を除く。)に 域密着型介護老人 進 げる事務に関する 「第五十四条の二第四項同法第八十六条第一項 介 『該計画作成特定広域団体の区域に所在する地域』「介護老人保健施設について」とあるのは「介護過設を除く。)について、計画作成特定広域団体域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又紹いて「計画作成特定広域団体」という。)の区域した同法第二条第一項に規定する特定広域団体 12 場合にお 該 関する法律第十二条第二項の規定により は \mathcal{O} 項に規定する特定広 知事」 とする。 第七条の規定により同法別表第三号に 厚生労働大臣又は 厚生労働大臣又は いて、 介護老人福 ح 同条第四 第四十九条の二第一 同 条第二項 項 項項 推進に関する法 項 祉 が 々(道州制特別区域にお坂中「第五十四条の二筮又は計画作成特定広域団 中 中 域 施設又は 定 団 計画作成特定広 8 この 体を 及び 5 第三 場合に 介護老人保 1 7 う 1 項中「 項 律 る 中 以 画 お 伞 を作 下この 域 ** \ 域州 「第四項」」 揭 厚生 て 設の団制 適用する場 厚 成 団 健 生 成 げ 『項』とあ 条に 心した同 一労 る事務に 動大臣 域行 事」 お

> する地は 兀 一は域 とあるのは 作成 保健: に所在する地域密着型介護老人福祉施設、あるのは「介護老人保健施設(当該計画佐 条第二項 項項 介護老人保健施設に限る。 項 を 特定広 中「第五 に 掲 (道 施設 域 お成 げ 密着 州制特別区域における広域行政の 1 る 域団 を除 た同 0 て 事 型介護 規定により適用する場合を含む。 +務 ₹ < 应 [体の知事は] と、 法 12 四条の二第E . 関 画 四作成特定点 第二条第一章)についてその ^{吱老人福:} する事 兀 祉 項 四項」とある。) についっ めら 団規 介 主 「体」という。 定 介 めるのは て」と、 一務大臣 |計画作成特定広域団| |護老人保健施設につ れて する特定広域 護 老人福祉 推進に関する法律 いる道 介護老人福 \mathcal{O} 同法第八· 「第五·)」とする。 同 意を得 施設 州 十四 の団 又は 区体特 八十六条第世址施設又 条の っい 域 て 別 (以区 体 12 介 設区区 計 護 所 下こ 域 画老 在

3 5 略

3

略

える。 「若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十八の項を百十九の項とし生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」

		で定めるもの	
定めるもの		あって主務省令	
て主務省令で		に関する事務で	
係情報であっ		援給付金の支給	
護保険給付関		る年金生活者支	
係情報又は介		関する法律によ	
報、住民票関		給付金の支給に	労働大臣
地方税関係情	市町村長	年金生活者支援	百十七 厚生

の項とし、百十六の項の次に次のように加える。別表第二中百十八の項を百十九の項とし、百十七の項を百十八

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(抄)(附則第十八条関係)

九 市町村 児童福祉法に 長 よる障害児通 が	タ タ	1	改
事都道府県知 情邦報付国 に労護生	供者	で の 返 最 対 に は に に に に に に に に に に に に に	正
情報」という。)で 関連の実施若しくは就 関連の実施若しくは就 一という。)又は中 「生活保護関係情報 」という。)又は中 「生活保護関係情報 「大学支援給付関係 「中国残留 「中国残留 「中国残留 「中国残留 「中国残留 「中国残留 「中国残留	(略)特定個人情報	て主務省令で定めるものて主務省令で定めるもの、保護の決定及び実施、よる保護の決定及び実施、よる保護の決定及び実施、よる保護の決定及び実施、よる保護の決定及び実施、	案
九 長 市 町 村	開表第二 (第十九条、	別表第一(第九条十六~九十三	現
る事務であっ の提供に関す を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		(略) (略) (略) (略)	
あ関ビ障費害し通、児法 っすス害の児く所特通に	務一十	3 129 - 1 - 2	
あ関ビ障費害し通、児法の 別で 関 で 関 で の 別 で の 別 で の 別 で の 別 で の の の の の の の	タ タ	生活保護法(昭和二十五年法律第百四年活保護法(昭和二十五年法律第百四ののでは、1000年のでは、	

				県	二十六都	十~二十五	
		る も の	務省令で定め 務であって主 ののである事	定及び実施又	生活保護法に	(略)	定めるもので主務省令で
	事 道 府 県 知			事 都道府県知	(略)	(略)	
当若しくは特別障害者手当若しくは特別障害分別であるものるもの。	生活保護関係情報、 児童扶養手当関係情報 福祉法による母子家 福祉法による母子家 庭自立支援給付金、 庭自立支援給付金、 の支給に関する法律	省令で定めるもので写婦福祉法による	支給、児童福祉法に する療育の給付若し くは障害児入所給付	助若しくは扶助金の災害救助法による救	(略)	(略)	めるものとなって主務省令で定
					•		
					_	+	
				県	十六都	十~二十五	
			の 令で定めるも あって主務省	定及び実施による保護の決	生活保護法に	(略)	定めるもの
				事 都道府県知	(略)	(略)	
		省令で定めるもので募婦福祉法による	支給、児童福祉法に支給、児童福祉法に	助若しくは扶助金の 災害救助法による救	(略)	(略)	

原 厚 厚	(略) (吹		
合で定めるもの 特別児童扶養手当関 特別児童扶養手当関 が金の支給に関する は雇用対策 は雇用対策	略)	は厚生年金保険制度は厚生年金保険制度を図るための農林漁業団体職員共済組合制度の法律によるに関する法律による年金での法律による年金では特別障害給付金の支給に関する法律による年金でおいて主務省令で定めるもの	

府県知事 道 大	事 道 府 果 知	(略)	合職 林 合 構 日 臣 居
特別児童扶養手当関係情報であって主務	児童扶養手当関係情報では母子及び寡婦 を自立支援給付金の 支給に関する情報で あって主務省令で定 めるもの	(略)	(略) 年金給付関係情報又 は厚生年金給付関係情報又 合を図るための農林 漁業団体職員共済組合制度の 法律による年金で ある給付の支給に関 ある給付の支給に関 ある給付の支給に関

																								事等	道府県知	八十七 都) _ 7	十六(各二十七~八	
																					めるもの	主務省令で定	事務であって	支給に関する	等支援給付の	中国残留邦人		(略)	
合:	職員共済組	林漁業団体	合等又は農	構、共済組	日本年金機	臣若しくは	厚生労働大	議会	社会福祉協															事等	都道府県知	(略)		(略)	(略)
の法律による年金で	合法等を廃止する等	漁業団体職員共済組	合を図るための農林	員共済組合制度の統	及び農林漁業団体職	は厚生年金保険制度	年金給付関係情報又		(略)	るもの	って主務省令で定め	給に関する情報であ	一項の福祉手当の支	号附則第九十七条第	六十年法律第三十四	者手当若しくは昭和	当若しくは特別障害	による障害児福祉手	の支給に関する法律	特別児童扶養手当等	庭自立支援給付金、	福祉法による母子家	報又は母子及び寡婦	児童扶養手当関係情	生活保護関係情報、	(略)		(略)	(略)
																								事等	道府県知	八十七 都) _ 7	十六(各	
																					めるもの	主務省令で定	事務であって	支給に関する	等支援給付の	中国残留邦人		(略)	
合:	職員共済組	林漁業団体	合等又は農	構、共済組	日本年金機	臣若しくは	厚生労働大	議会	社会福祉協															事等	都道府県知	(略)		(略)	(略)
の法律による年金で	合法等を廃止する等	漁業団体職員共済組	合を図るための農林	員共済組合制度の統	及び農林漁業団体職	は厚生年金保険制度	年金給付関係情報又		(略)									めるもの	あって主務省令で定	支給に関する情報で	庭自立支援給付金の	福祉法による母子家	報又は母子及び寡婦	児童扶養手当関係情	生活保護関係情報、	(略)		(略)	(略)

(略)									府県知事等	臣又は都道	厚生労働大	金	災害補償基	地方公務員				府県知事	臣又は都道	厚生労働大	(略)								
(略)	令で定めるもの	青報であって主答省	給付の支給に関する	中国残留邦人等支援	、一時帰国旅費又は	自立支度金、一時金	上	支援に関する法律に	永住帰国後の自立の	滑な帰国の促進及び	中国残留邦人等の円	務省令で定めるもの	関係情報であって主	地方公務員災害補償	令で定めるもの	情報であって主務省	付金の支給に関する	法による職業転換給	係情報又は雇用対策	特別児童扶養手当関	(略)	るもの	って主務省令で定め	給に関する情報であ	特別障害給付金の支	に関する法律による	別障害給付金の支給	定障害者に対する特	ある給付若しくは特
(略)												金	災害補償基	地方公務員				府県知事	臣又は都道	厚生労働大	(略)								
(略)												務省令で定めるもの	関係情報であって主	地方公務員災害補償				省令で定めるもの	係情報であって主務	特別児童扶養手当関	(略)						務省令で定めるもの	する情報であって主	ある給付の支給に関
	- (略) (略) (略) (略) ((略) (略) (略) (略)	(略) (略) (中で定めるもの (略) 情報であって主務省	(略) (略) 令で定めるもの (略) 給付の支給に関する	(略) (略) (中国残留邦人等支援	(略) (略) ((略) ((限) ((限) ((限) ((限) ((限) ((限) ((R) ((R)	(略) (略) (の) (の) (の) <td< td=""><td>(略) (略) (の本) (の本) (の本)</td><td> 支援に関する法律に 支援に関する法律に 支援に関する法律に (略) (略) (略) (で定めるもの) (でexectertertertertertertertertertertertertert</td><td> 水住帰国後の自立の 大き援に関する法律に 大き様に関する法律に 大き援に関する法律に 中国残留邦人等支援 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中</td><td>(略) (略) (略) (で定めるもの) (できしてできる。) (できしてできるとはできる。) (できしてできるとはできるとはできる。) (できしてできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとは</td><td>中国残留邦人等の円別な帰国の促進及びまた。一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援を、一時金別があって主務省であって主務省であって主務省の支給に関する。</td><td>略) 務省令で定めるもの (略) (略) (略) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (1) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (8) (7) (8)</td><td> Range Ra</td><td> 地方公務員(略)</td><td> 中国</td><td>(略) (略) (略) ((略) ((略) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内</td><td>(略) (略) (略) (中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等支援 地方公務員 次害補償基 中国残留邦人等支援 中国 市 市 市 市 市 市 市 市 市 </td><td>(略) (略) (略) ((略) ((略) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例</td><td>(略) (略) (略) (略) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内</td><td>(略) (略) (略) (中国残留邦人等支援 特別児童扶養手当関 (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等支援に関する法律に) よる永住帰国旅費又は (略) (略) (の支給に関する) (を) (を) (の支給に関する) (を) (の支給に関する) (の支援に関する) (の支格に関する) (の支援に関する) (の支援に関する</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表</td><td>(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の</td></td<>	(略) (略) (の本) (の本) (の本)	支援に関する法律に 支援に関する法律に 支援に関する法律に (略) (略) (略) (で定めるもの) (でexectertertertertertertertertertertertertert	水住帰国後の自立の 大き援に関する法律に 大き様に関する法律に 大き援に関する法律に 中国残留邦人等支援 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中国 中	(略) (略) (略) (で定めるもの) (できしてできる。) (できしてできるとはできる。) (できしてできるとはできるとはできる。) (できしてできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとはできるとは	中国残留邦人等の円別な帰国の促進及びまた。一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援を、一時金別があって主務省であって主務省であって主務省の支給に関する。	略) 務省令で定めるもの (略) (略) (略) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (8) (6) (9) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (1) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (8) (7) (8)	Range Ra	地方公務員(略)	中国	(略) (略) (略) ((略) ((略) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	(略) (略) (略) (中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等の円 中国残留邦人等支援 地方公務員 次害補償基 中国残留邦人等支援 中国 市 市 市 市 市 市 市 市 市	(略) (略) (略) ((略) ((略) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例) (例	(略) (略) (略) (略) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	(略) (略) (略) (中国残留邦人等支援 特別児童扶養手当関 (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等の円) (中国残留邦人等支援に関する法律に) よる永住帰国旅費又は (略) (略) (の支給に関する) (を) (を) (の支給に関する) (を) (の支給に関する) (の支援に関する) (の支格に関する) (の支援に関する) (の支援に関する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略) (略) (略) (略) (略) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表	(略) (略) (略) (略) (略) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表) (の表	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の

)	+
		十五
		_
		略
	,	
	$\overline{}$	<u></u>
)	十五
)	十 五
)	
)	
)	十五(略)
)	
)	
)	
)	
)	
)	
)	
)	

 \bigcirc 律第二十八号)(抄)(附則第十九条関係) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法)

(傍線の部分は改正部分)

五の十三〜五の (略) 五の十三〜五の (略) 生活保護法による同法第二十四条第十項の申請 まの十三〜五の (略)	(住民基本台帳法の一部を次のように改正する) 日間の保護の下に「同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第の下に「同法第三十八条の居宅生活支援事業若しくは同法第二〜五の十 (略) 「写面の次に次のように加える。 「不正、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	第十九条(住民基本台帳法の一部を次のように改正する。(住民基本台帳法の一部改正) 改 正 案
五の十三〜五の(略)	(略) (第十九条(住民基本台帳法の一部を次のように改正する。(住民基本台帳法の一部改正) 行現

Ŧī. 五. の三十四 一 十 七 の二十九~五 一の二十八 村長 る町村長を除 務所を管理す (福祉事 略) (略 町 |四条第四項の規定によりその例によることとさ 国後の自立の支援に関する法律による同法第十 れた生活保護法第二十四条第十項の申請の経由 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 略) .関する事務であつて総務省令で定めるもの

(略)

別表第三の七の項の次に次のように加える。

	十 (略)
(略)	七の八〜七の二
収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴	
第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七	
要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、	
労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に	
決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就	県知事
生活保護法による同法第十九条第一項の保護の	七の七 都道府
	(略)
(略)	七の二~七の六(略)
	5

略)

又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者

四の十一 市長 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の四の二〜四の十 (略)

五. の三十四 五の二十九 二十七 村長 一の二十八 る町村長を除 務所を管理す (福祉事 略) ~ 五. 略 町 |四条第四項の規定によりその例によることとさ れた生活保護法第二十四条第六項の申請の経由 国後の自立の支援に関する法律による同法第十 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 に関する事務であつて総務省令で定めるもの 略

略

別表第三の七の項の次に次のように加える。

另妻第三の七のi	男妻第三の十の町のどにどのJanuaryに力える
七の二~七の六	(略)
(略)	
七の七 都道府	生活保護法による同法第十九条第一項の保護の
県知事	決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する
	費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは
	第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて
	総務省令で定めるもの
七の八~七の二(略)	(略)
十 (略)	

略)

又は同法」を「若しくは同法」に改め、同項の次に次のように加える支援事業若しくは同法第三十九条の養護事業の実施又は」を加え、「健康手帳の交付、同法第七条の健康診断、同法第三十八条の居宅生活別表第四の四の項中「による」の下に「同法第二条第三項の被爆者」

四の十一 市長 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の四の二〜四の十 (略)

	の三十四(略
(略)	四の二十九~四
に関する事務であつて総務省令で定めるもの	<
れた生活保護法第二十四条第十項の申請の経由	る町村長を除
四条第四項の規定によりその例によることとさ	務所を管理す
国後の自立の支援に関する法律による同法第十	村長(福祉事
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰	四の二十八町
	二十七 (略)
(略)	四の十三~四の
	°)
	町村長を除く
もの	所を管理する
の経由に関する事務であつて総務省令で定める	長(福祉事務
生活保護法による同法第二十四条第十項の申請	四の十二 町村
収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
十八条の二第一項若しくは第二項の徴収金の徴	
第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七	
要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、	町村長
労自立給付金の支給、同法第六十三条の保護に	所を管理する
決定及び実施、同法第五十五条の四第一項の就	又は福祉事務

略

六号を加える。 別表第五第九号中「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を削り 「による」の下に 「同法第四条第一項の」を加え、同号の次に次の

九の二・九の三 (略)

九の四 若しくは第二項の徴収金の徴収に関する事務であつて総務省令で 第七十八条第一項から第三項まで若しくは第七十八条の二第一項 六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項、施、同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給、同法第 生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実

(略))	の三十四(略	四の二十九~四	⟨° `	る町村長を除	務所を管理す	村長(福祉事	四の二十八町	二十七 (略)	四の十三~四の	°)	町村長を除く	所を管理する	長(福祉事務	四の十二 町村	町村長町を管理する	ー ことるとまる
			(略)	に関する事務であつて総務省令で定めるもの	れた生活保護法第二十四条第六項の申請の経由	四条第四項の規定によりその例によることとさ	国後の自立の支援に関する法律による同法第十	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰		(略)			もの	の経由に関する事務であつて総務省令で定める	生活保護法による同法第二十四条第六項の申請	総務省令で定めるもの第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは決定及び実施。同法第六十三条の保護に要する	

六号を加える。 別表第五第九号中「(昭和三十六年法律第二百三十八号)」を削り 「による」の下に 「同法第四条第一項の」を加え、同号の次に次の

九の二・九の三 略

九の四 総務省令で定めるもの 条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて 同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七一生活保護法による同法第十九条第一項の保護の決定及び実

(略) 定めるもの

(略)

(略) 九の五~九の七

(略)